

高松市監査委員告示第18号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年7月29日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	十	川	信	孝
同	春	田	敬	司

監査結果に基づく措置通知

（定期監査・行政監査）

（令和4年7月29日）



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	R元	R2.2.28	第4号	意見【重点】	適正な支払時期について	P 35	都市整備局	交通政策課	R4.6.28
2	R3	R4.2.28	第3号	指摘	個人情報の適正な取扱いについて	P 13			R4.7.7
3				意見	学校給食センターの空調設備保守 点検業務委託について	P 20	教育局	保健体育課	R4.7.8

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成31年度の重点取組事項

（3）契約事務の適正性について

地方自治法第234条において、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされており、市においても、高松市契約規則等により、各種契約事務について、細かく規定されている。

物品の購入、業務の委託、工事の請負など様々な契約行為がある中で、契約の種類、金額、内容等により、事業者の選定方法も様々であるが、契約方法によっては、契約相手の固定化や偏重が生じ、不適正な価格での契約締結に至る恐れがあることから、平成31年度の定期監査においては、特に随意契約における契約事務について、公平性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約について技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した上で適正に行われているかに主眼を置き、監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
区 分	意 見【重 点】		
意 見 の 項 目	適正な支払時期について		
意 見 の 内 容	管理業務委託料の支払について、基本協定書に定められた時期に適正に事務処理ができるよう、指定管理者に対し、指導されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P 35		
公 表 文 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年6月28日
所管課等	都市整備局 交通政策課
措置結果	本件意見については、令和2年度以降、指定管理者に対し、基本協定書に定められた月に指定管理料の請求事務を行うよう、事前に確認し、適正に事務処理を行うこととした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和3年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和4年2月28日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	個人情報の適正な取扱いについて		
指 摘 の 内 容	契約書等に「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨の条項を記載するとともに、受託者に対し、個人情報の適正な取扱いについて、明示されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P13		
公 表 文 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20220228teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年7月7日
所管課等	都市整備局 交通政策課
措置結果	本件指摘事項については、個人情報の取扱いに関し、記載がないものや、記載が不十分な契約書等に「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨の条項を記載し、契約等を締結するとともに、受託者に対し、個人情報の適正な取扱いについて、明示した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和3年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和4年2月28日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	学校給食センターの空調設備保守点検業務委託について		
意 見 の 内 容	朝日新町及び六条町学校給食センターの空調設備保守点検業務委託については、業務内容や受託可能な業者を十分に把握した上で、まとめて発注するなど、効率的・経済的な契約手続の方法について、検討されたい。		
公表文該当 ページ	P20		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20220228teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年7月8日
所管課等	教育局 保健体育課
措置結果	本件意見については、令和4年度から、朝日新町及び六条町学校給食センター分をまとめて発注することとし、適正に事務処理を行っている。